

市民ガイド

募集

市社会福祉事業団看護師(臨時職員)

内看護師▼勤務場所Ⅱ児童発達支援センターひまわり園(水産町)▼勤務期間Ⅱ11月～平成26年3月(更新あり)▼勤務時間Ⅱ8時30分～17時15分(週38時間45分)▼賃金Ⅱ月額18万8900円(9月1日現在)通勤手当などあり
対看護師免許所有者
定1人程度

申10月11日(金)(必着)。直接または郵送(簡易書留で封筒の表に「臨時職員申し込み」と書き)履歴書(A3判・3カ月以内撮影の顔写真貼付)と免許の写しを〒7900808若草町8-2市社会福祉事業団へ
※面接日時などは後日、通知
関市社会福祉事業団 ☎9215311・FAX9215995

北梅本市民農園

会市農業指導センター(北梅本町)北側
内野菜、花などの栽培▼貸し付け区画数Ⅱ7区画(1区画約20平方メートル)▼期間Ⅱ平成27

地方祭の日はごみ収集を休みます

旧松山地域 10/7(月)
旧北条地域 10/14(月・祝)
関清掃課 ☎921-5516・FAX921-6311

年2月28日まで
※1世帯1区画まで
対市内在住の人
料10月末までに申し込みの場合、1区画1万4790円
申直接、印鑑を持って市農業指導センターへ(先着順)
関市農業指導センター ☎9761199・FAX9703915

講座・講演

外国語としての日本語教室

申10月8日～平成26年3月6日の原則週1回(全15回)
会コムズ(三番町六丁目)4階国際交流会議室
対初めて日本語を勉強する人
初級向け
※託児(満1歳)あり
関まつやま国際交流センター ☎9432025・FAX9312041

災害ボランティア養成講座

会内左表のとおり

日	時間	内容
10/19(土)	午前 午後	被災者に寄り添った活動とは (仮)初期避難・ボランティアと災害情報
26(土)	午前 午後	災害ボランティアって!? もしもあなたが避難所の運営に関わることになったら!?
11/10(日)※	9:00～14:00	資機材取扱演習・炊き出し体験
24(日)	午前 午後	災害時に役立つ救急法 まとめ(グループディスカッション)

※会場は市総合福祉センター(若草町)中会議室。11月10日のみ城山公園▶午前は10～12時、午後は13時～15時30分

10月の納期
市県民税(3期)
国民健康保険料(5期)
介護保険料(5期)
納付は便利な口座振替で

対市内在住または通勤・通学もしくはボランティア活動をしていて、講義を全部受講できる人
定20人(抽選)
申10月10日(木)(必着)。郵送・ファクス・eメール。申込書(市ボランティアセンターにあり)を〒7900808若草町8-3市ボランティアセンター
e-mail:matsuyama-wel.jp
関市ボランティアセンター ☎9212141・FAX9218360

「ゴスペル教室

申10月23日・30日、11月6日・13日・20日・27日、12月4日・11日。水曜日10時30分～12時(全8回)
会総合コミュニケーションセンター(湊町七丁目)
内代表的なゴスペル曲やJポップなどをアレンジした曲で、発声の基礎を学びながら楽しく歌う
対市内在住または通勤・通学している人
定40人程度(抽選)
料4000円
申10月15日(火)(必着)。はがき・ファクス・eメール。住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号を〒7900012湊町七丁目5総合コミュニケーションセンター「ゴスペル教室」係
e-mail:promo@cui-spo.or.jp
関(公財)市文化・スポーツ振興財団 ☎9096153・FAX9218

シニアサポート講座

会内左表のとおり

番号	日	時間	内容
①	10/29(火)	10:00～12:00	認知症の人との付き合い方
②	11/5(火)		財産管理と遺言
③	12(火)		介護保険と高齢者福祉サービスについて
④	19(火)		高齢者施設と介護サービスについて
⑤	12/4(水)	14:00～16:00	介護をする家族のメンタルヘルス
⑥	10(火)	9:00～12:00	セラピューティック・ケア
⑦	24(火)	10:00～12:00	成年後見制度について

会いきがい交流センターしみず(清水町三丁目)
対市内在住の高齢者を支える家族・地域住民
定各20人(抽選)
申10月18日(金)(必着)。はがきに「シニアサポート講座希望」と明記し、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、希望講座番号(複数選択可)、受講動機を書いて〒7900823清水町3-15いきがい交流センターしみずへ
関いきがい交流センターしみず ☎9231355

プレゼンテーションスキルアップ養成セミナー

申10月28日(月)・29日(火)・31日(木)、11月1日(金)。13時～16時30分
会愛媛コミュニケーションズ
ブライダル専門学校(勝山町一丁目)
内美味しさの発信力を高める「広報」
対現在求職中の入

申10月21日(月)まで。ファクス・ホームページ。住所、氏名、電話番号を市地域雇用創造協議会
http://www.m-ko-you.jp/
関市地域雇用創造協議会(地域経済課内) ☎9155281・FAX9155282
須田剋太「街道をゆく」挿絵原画展

催し

須田剋太「街道をゆく」挿絵原画展

申10月1日(火)～27日(日)
会坂の上の雲ミュージアム(二番町三丁目)2階ホール
内司馬遼太郎の紀行文「街道をゆく」の挿絵を描いた画家須田剋太の原画「南伊予・西土佐の道」を展示
関連イベント「須田剋太「街道をゆく」挿絵原画の魅力」
申10月6日(日)14時～15時30分
会坂の上の雲ミュージアム2階ホール
内洋画家・智内兄助さんと松原館長の対談
定100人程度(先着順)
関坂の上の雲ミュージアム ☎9152600・FAX9153600

1人でも参加できる文化財めぐり

申10月20日(日)9時30分～15時30分
会市役所第四別館(三番町六丁目)
内「北条の文化財」Ⅱ大通寺、庄薬師堂、国津比古命神社、北条ふるさと館(昼食各自用意)～善心寺、雲門寺をバスで巡る
対市内在住の人(中学生以下は保護者同伴)
定40人(抽選)
料1000円(当日集金・傷害保険料を含む)

松山城秋のイベント「お城と月の物語」

申10月9日(水)(必着)。往復はがき・eメール(携帯電話不可)。参加者全員の住所、氏名、年齢、電話番号を〒7900003三番町六丁目6-1(教文化財課)Gコース文化財めぐり「係」punkazameguri@city.matsuyama.ehime.jp
関(教)文化財課 ☎9486603・FAX9316248

庚申庵秋のイベント

①後の月観月会
申10月17日(木)16時30分～19時
内篠笛コンサート、月見団子販売
②マンドリンコンサート
申10月19日(土)15～17時
内マンドリン演奏や菊原千栄さんのソプラノ独唱
会①②とも庚申庵史跡庭園(味酒町二丁目)
関庚申庵史跡庭園事務所 ☎9152204・FAX9320120

中島イベント

申10月20日(日)7時10分高浜港発～8時15分大浦港着または9時25分高浜港発～10時17分神浦港着(バスが待機)
会忽那諸島・中島
内午前Ⅱ俳人の八木健さん、夏井いつきさん、田島明志さんと一緒に中島をバスで巡り、俳句を創作▼午後Ⅱ第12

回瀬戸内海俳句大会へ参加
定40人(先着順)
料5000円、小学生以下200円(別途、船賃が必要)
申10月17日(木)(必着)。電話・はがき・ファクス。住所、氏名(ふりがな)、電話番号を〒7914501中島大浦2962中島総合文化センター「忽那諸島吟行の旅」係へ

■第12回瀬戸内海俳句大会表彰式・講習
回10月20日(日)13時30分～16時30分
会中島総合文化センター
中島総合文化センター
1181・☎970329

■第17回あそぼうフェスタ
回10月20日(日)10時～15時30分
※雨天時はハーモニープラザ(若草町)で開催
会城山公園(堀之内)ふれあい広場駐車場はありませぬ

内児童館・ポランティア団体による遊びコーナー、軽食コーナーなど(一部有料)
※フェスタ準備・開催のため、10月19日(土)は中央児童センター、20日(日)は全児童館が終日閉館します
各児童館へ

文化の森・体力テスト
回10月20日(日)9～13時
※雨天中止
会文化の森公園(河野別府)サブグラウンド
内体力測定(握力、上体起こし、50メートル走など)
対小学生以上の健康な人

定60人(先着順)
申電話で北条ふるさと館へ
内北条ふるさと館☎933266・☎933353

オーバーナイトハイキング
回①参加者11月16日(土)20時出発(19時30分開会式)～翌8時解散②ポランティアスタッフ11月16日(土)18時集合～翌9時解散11月1日(金)に打ち合わせ会を予定
内①青少年センター(築山町)を発着点とし、市内約42キロを一晚かけて歩く②引率・休憩などの手伝い(経験者歓迎)
対①小学4年生～35歳未満(小学生は保護者同伴、中学・高校生は保護者の承諾書が必要)②18歳以上
定①100人(先着順)②10人程度
料①3000円(傷害保険料を含む)②夜食は各自用意
申10月25日(金)17時(必着)①直接またははがき・ファクス・eメール。住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、学校名・学年、電話番号(小学生は保護者連絡先)を〒7900864築山町12-33市青少年育成市民会議「オーバーナイトハイキング」係mailto:mhye.jpへ▼班分けのため2人以上で参加の場合、はまとめて申し込んでください②電話で市青少年育成市民会議へ

千子さんによる講演「必死の継承者」伊藤左千夫、募集作品の表彰、選者による歌評対談
内(教子)規記念博物館☎9315566・☎9343416

子規博友の会ツアール「茶さんと伊予路を歩こう」
回11月9日(土)7時45分～集合
会規記念博物館(道後公園)内晩雨館(四国中央市)、実報寺(西条市)、門田邸(八反地)などの見学
定40人(先着順)
料5000円(子規博友の会会員4600円、中学生以下3800円)※昼食代を含む
申10月27日(日)まで。直接、子規記念博物館へ
内(教子)規記念博物館☎9315566・☎9343416

乳幼児を持つ親のための救命講習
回10月18日(金)14～17時
会市保健所 消防合同庁舎(萱町六丁目)5階救命講習室
内心肺蘇生法の講習
対0～6歳(未就学)児の保護者
定10人(先着順)
申10月2日(水)～9日(水)まで。電話で消防防課へ
※託児(6カ月児～3歳未満、5人まで)あり
内(消防防課)☎9269227・☎9269188

パパ・ママ救命講習
回10月19日(土)9時30分～12時30分
会市保健所・消防合同庁舎(萱町六丁目)5階救命講習室
内新生児・乳幼児を対象とし

た心肺蘇生法などの講習
対妊産婦とその夫(1人での参加可)
定10組20人程度(先着順)
申10月18日(金)まで。電話で消防防課へ
内(消防防課)☎9269227・☎9269188

健康応援プログラム(運動講座)コース
回内左表のとおり

10月1日は「浄化槽の日」
家庭などの浄化槽は、定期的な維持管理が法律で義務付けられています。保守点検・清掃は市の登録許可業者に、法定検査は公社・県浄化槽協会☎9252661に依頼してください。水環境を守るため、浄化槽の適切な管理をお願いします。

合併処理浄化槽補助金制度
内対設置費補助金11市の指定地域に、200人槽以下の補助対象合併処理浄化槽を設置する人に、人槽などに応じた補助金を交付(11～200人槽は単独処理浄化槽からの設置替え、新築は10人槽以下の高度処理型浄化槽に限る)▼維持管理費補助金11人槽以下の補助対象合併処理浄化槽を適正に保守点検・清掃し、年1回の法定11条検査を受けた人に1基1万円を交付(検査時に申請書を交付)
内環境指導課☎9486440・☎9341812

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

健康応援プログラム(運動講座)コース
回内左表のとおり

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

違反建築防止週間(10月11～17日)
建築基準法の目的や内容を周知し建築物の質の向上を図るため、市では分譲・共同住宅などの工事現場を中心にパトロールを行います。

10月10日は「目の愛護デー」
片方の目を見て、右目と左目が同じように見えるかなど、普段から目の状態をよく知り、大切にしましょう。
内健康づくり推進課☎9111810・☎9250230

その他

三バングー湯
回10月10日(木)会市内16カ所の公衆浴場
内市浴場協同組合☎9565032

行政なんでも相談所
回10月22日(火)10時30分～15時30分
内いよつ高島屋7階
内登記、人権、相続、消費者トラブル、法律相談など
内総務省愛媛行政評価事務所☎9417701・☎9345917

JICA(独立行政法人国際協力機構) ボランティア募集
内①青年海外協力隊②日系社会青年ボランティア③シニア海外ボランティア④日系社会シニアボランティア
内11月5日時点
内日本国籍を持つ①②満20～39歳③④満40～69歳
内10月1日(火)～11月5日(火)消印有効(応募用紙は県国際交流協会(道後一)にあり)
内(独)国際協力機構四国支部☎087・8221・8824・☎087・8222・8870